

平成 27 年 第 3 回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

平成 27 年 12 月 25 日

愛知中部水道企業団議会

平成 27 年第 3 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議案質疑一覧表	3

第 1 号 (12月25日)

議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のために出席した者の職氏名	5
職務のために出席した職員の職氏名	6
開会の宣告	7
諸般の報告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
企業長あいさつ	8
議会運営委員会委員長の報告	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
企業長あいさつ	18
閉会の宣告	19
署名議員	20

平成27年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月7日

愛知中部水道企業団

企業長 川瀬 雅喜

1 期 日 平成27年12月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	鵜 飼 貞 雄	議員	2 番	宮 本 英 彦	議員
3 番	ふ じ え 真 理 子	議員	4 番	萩 野 勝	議員
5 番	山 根 み ち よ	議員	6 番	余 語 充 伸	議員
7 番	藤 川 仁 司	議員	8 番	水 野 隆 市	議員
9 番	日 置 孝 彦	議員	1 0 番	さ と う ゆ み	議員
1 1 番	佐 野 尚 人	議員	1 2 番	山 田 か ず ひ こ	議員
1 3 番	國 府 田 さ と み	議員	1 4 番	井 俣 憲 治	議員
1 5 番	星 野 靖 江	議員			

不応招議員（なし）

平成 27 年第 3 回 愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	さとう ゆみ	1 議案第 5 号 愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について 《質問事項》 マイナンバー制度に関連する改正について 《質問要旨》 (1) 第 10 条の 2 第 2 項に「実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用できる。」とある。「本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるとき」というのは具体的にどのような状況のときで、実施機関の誰が判断するのか。同じ条文で「ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とあるが、誰がどのように判断するのか。 (2) 第 13 条第 4 項に「愛知中部水道企業団個人情報保護審議会に報告をしなければならない」とあるが、現在のこの審議会の委員構成はどのように、最近はどのようなことで開かれているか。 (3) 第 15 条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改めるとあり、また第 16 条第 1 号中「未成年者または成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改めるとある。改める必要がある理由は何で、

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	さとう ゆみ	改めることによってどのような変化がでるか。 (4) 上水道の事業や各市町から委託を受けている下水道使用料徴収事務において、今後企業団が利用者のマイナンバーで情報を管理するような方向性もあり得るか。 2 議案第7号 平成27年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）について 《質問事項》 国庫補助金の減額補正について 《質問要旨》 (1) 予定していた工事の取りやめなどもないということであるが、当初予算の4分の1もの国庫補助金が減額補正されている要因は何か。 (2) 当初予算の国庫補助金の額はどのような根拠で決まったのか。 (3) 過去に愛知中部水道企業団会計予算で国庫補助金を年度途中で減額補正したことはあったか。

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

平成27年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

平成27年12月25日午前9時30分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案第5号 愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第6号 愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第7号 平成27年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）について

出席議員（15名）

1番	鵜飼 貞雄 議員	2番	宮本 英彦 議員
3番	ふじえ 真理子 議員	4番	萩野 勝 議員
5番	山根 みちよ 議員	6番	余語 充伸 議員
7番	藤川 仁司 議員	8番	水野 隆市 議員
9番	日置 孝彦 議員	10番	さとう ゆみ 議員
11番	佐野 尚人 議員	12番	山田 かずひこ 議員
13番	國府田 さとみ 議員	14番	井俣 憲治 議員
15番	星野 靖江 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	川瀬 雅喜 君	副 企 業 長	小浮 正典 君
副 企 業 長	萩野 幸三 君	副 企 業 長	小野田 賢治 君
副 企 業 長	吉田 一平 君	次長兼総務部長	野々山 寛 君
営 業 部 長	京 英治 君	工 務 部 長	石黒 健次 君
工 務 部 参 事	相羽 毅 君	総 務 課 長	小島 千明 君

経営企画課長 山 本 一 夫 君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務局局長	水 野 雅 也 君	議会事務局書記	後 藤 章 仁 君
議会事務局書記	加 藤 咲 子 君	豊明市都市計画課長	下 廣 信 秀 君
日進市下水道課長	伊 東 敏 樹 君	みよし市 土木管理課長	竹 谷 好 裕 君
長久手市次長 兼下水道課長	川 本 宏 志 君	東郷町下水道課長	野々山 達 男 君

◎開会の宣告

○議長（余語充伸議員） 平成27年第3回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてはじめ3議案でございます。案件の審議につきましては、慎重なるご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、平成27年第3回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

（午前 9時30分）

◎諸般の報告

○議長（余語充伸議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成27年度6月分から平成27年度10月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（余語充伸議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（余語充伸議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（余語充伸議員） 日程第1、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

川瀬企業長。

○企業長（川瀬雅喜君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

当企業団では、今年で設立40周年という節目の年を迎え、新たな総合計画である第2次アクアシンフォニー計画に基づき、各種事務事業を実施しているところでございます。本年度の事業につきましては、今のところ、計画に沿って順調に進んでおります。

経営面におきましては、主要財源であります料金収入の本年度の決算見込みは、予算を少し上回るものと見込んでおりますが、今後におきましても、収益の大きな増加は期待できない状況であります。引き続き経費節減と事務の合理化により、財源の確保を図り、本年度の事業が計画どおり着実に執行できるように努めてまいります。

さて、本日の定例会でご審議いただく議案は、3案件であります。

慎重なるご審議をいただき、原案どおり可決、ご決定いただきますようお願い申し上げて、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（余語充伸議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（余語充伸議員） それでは、日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

15番、星野靖江議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（星野靖江議員） ただいま議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月26日午前9時30分及び本日午前9時より委員会を開催いたしました。

11月26日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第5号 愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてをはじめ3件でございます。議案につき

ましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては事前通告がありませんでした。議案質疑につきましては1名の事前通告がございましたので、その取り扱いについて確認をいたしました。

議案質疑につきましては、発言時間は再質問を含め1議案1人15分以内とし、質問回数は同一議題につきましては2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないことといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（余語充伸議員） ご苦労さまでございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（余語充伸議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、5番、山根みちよ議員及び15番、星野靖江議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（余語充伸議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第5、議案第5号 愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号、これもいわゆるマイナンバーを含みました、特定個人情報の厳正な管理と適切な運用を行うために、条例の一部を改正するものでございます。

本企业団における特定個人情報の保有は、職員とその扶養家族、企業団から報酬を受け取る非常勤の方々の源泉徴収事務のために限って取得をするもので、条例改正の主な内容としては、第2条で用語の定義を追加すること、第10条の2で保有特定個人情報の利用の制限の規定を追加すること、第10条の3で特定個人情報の提供の制限の規定を追加すること、第14条ほかで法定代理人に加えて任意代理人も開示請求等ができるよう改めるものなどでございます。

なお、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

10番、さとうゆみ議員。

○10番（さとうゆみ議員） それでは、マイナンバー制度に関連する改正について、4点質問をいたします。

まず1点目、第10条の2第2項に、「実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用できる。」とあります。本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときというのは、具体的にどのような状況のときで、実施機関の誰が判断するのでしょうか。

同じ条文で、「ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とありますが、誰がどのように判断するのでしょうか。

2点目、第13条第4項に、「愛知中部水道企業団個人情報保護審議会に報告をしなければならない。」とありますが、現在、この審議会の委員構成はどのようで、最近はどのようなことで開かれているのでしょうか。

3点目、第15条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改めるとあり、また、第16条第1号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改めるとあります。改める必要がある理由は何で、改めることによってどのような変化が出るのでしょうか。

4点目、上水道の事業や各市町から委託を受けている下水道使用料徴収事務において、今後、企業団が利用者のマイナンバーで情報を管理するような方向性もあり得るのでしょうか。以上です。

○議長（余語充伸議員） さとう議員の質疑に対する答弁者、野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

1点目のご質問の第10条の2第2項にあります、本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときの具体的な状況と誰が判断をするのかでございしますが、事故や災害時のような緊急時に、負傷者等の情報を家族に提供する場合などと国が示しております。実施機関の長が判断するものとしております。

また、これを利用することによって、本人または第三者の権利を侵害するおそれがあるときの判断についても、同様に実施機関の長が行うものと解しております。

次に、2点目の個人情報保護審議会についてでございますが、個人情報保護条例第42条の規定に基づき、不服申し立てがあった場合の調査、審議のために設置されるもので、各市町から1名ずつ計5名の委員で構成しております。弁護士、大学教授、行政書士、児童委員の有識者の方々となっております。

また、開催実績でございますが、これまで不服申し立てはございませんでしたので、年に1回、個人情報保護に関する事務の実施状況を報告するために委員会を開催しております。

続きまして、3点目の法定代理人を代理人に改める理由とその変化についてでございますが、番号法第29条の趣旨に基づき、法定代理人のほかに任意の代理人も追加されましたので、同様の規定を追加したものでございます。

また、その変化でございますが、これまでは法定代理人に限定していた開示請求権を任意の代理人まで範囲を広げたことにより、本人の開示等の請求権の行使を容易にできるようになるものと考えております。

最後に、4点目の水道事業及び下水道料金徴収においてマイナンバーで情報管理をすると

いう方向性についてでございますが、番号法において利用する事務は、同法第9条に列挙されている事務に限られており、水道事業及び下水道事業はマイナンバーを利用することはできない事業となっておりますので、現段階では影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） さとう議員。

○10番（さとうゆみ議員） それでは、まず1点目の再質問からですが、「本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用できる。」という判断と「保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」という判断は、どちらも実施機関の長、つまり企業長の判断ということですが、こちらは両方とも相反する内容で、判断が極めて難しいのですが、実際に判断をしていけるとお考えなのかをお尋ねします。

続いて、3点目の質問ですが、変化は、容易に開示請求がしやすくなるということでありましたが、法定代理人を代理人に改めるということで、これまでは本人に非常に近い関係にある人に限定された請求権が、代理人に改めることで、任意の代理人まで拡大をされることによって、情報がある意味漏れやすいような部分も出てくるかと思うんですが、企業団は、請求にきた代理人である人の確認をどのように行って、実際、実務上の代理人による請求の仕方はどのようなか、お尋ねいたします。

4点目の再質問ですが、現段階で上水道や下水道の利用者のマイナンバーを扱うことはないということで、今回は企業団の職員及びその家族のマイナンバーを扱うための条例改正案ですが、対象者は大体何人程度でしょうか。また、企業団のどの部署がマイナンバーの管理を行い、情報漏えい防止の対策はどのようでしょうか。職員の中にマイナンバーを知らせたくないという方がいた場合の対応はどのようでしょうか。

以上です。

○議長（余語充伸議員） さとう議員の再質疑に対する答弁者、野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 1点目の判断でございますけれども、法の趣旨にのっとり、慎重に判断をしていきたいと思っております。

続いて、2点目の代理人の請求についてでございますが、今回の条例改正に合わせまして、規則等で様式等を改正しております。その様式に基づいて申請をしていただき、身分証明については、運転免許証等で確認をする予定となっております。

3点目の職員の対象者でございますけれども、職員、再任用職員を含めました扶養親族と非常勤の職員等を含めまして、総勢約260名程度になるかと考えております。

また、管理の方法でございますけれども、給与事務を取り扱う総務課の中でも取り扱う職員を限定しまして、管理につきましても、これまで以上に厳正に管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） これにて、10番、さとうゆみ議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

10番、さとう議員。

○10番（さとうゆみ議員） 議案第5号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

今月1日、マイナンバー制度の運用は憲法で保障されたプライバシー権などを侵害すると
して、マイナンバーの削除や慰謝料などを求めて、東京、仙台、新潟、金沢、大阪の地方裁
判所で一斉に訴訟が起こされました。今後、名古屋、横浜、福岡の3地裁でも提訴する予定
ということで、私はこの裁判の行方を見ていきたいと考えています。

先ほどの質疑におきましても、企業長に委ねられた判断は非常に難しいことや、マイナン
バーの情報管理など、現場の混乱や負担が大きいことがわかりました。職員とその家族の皆
さんが、マイナンバーで情報を一元管理することに疑問を持っている方もいると思います。

私は、これまで一貫してマイナンバー制度の導入には反対をしてきましたので、この議案
につきましても賛成することができません。

以上です。

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第6、議案第6号 愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第6号 愛知中部水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、附則第5条で定めております他の法令による給付との調整に関する規定中、年金種別及び根拠法令ごとに定めている調整率の表を、被用者年金制度の一元化後の法令に準じた規定内容に改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成27年10月1日から適用するもので、附則第2項から第4項において経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第6号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（余語充伸議員） 日程第7、議案第7号 平成27年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

議案第7号 平成27年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成27年度の国庫補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱に基づき、重要給水施設配水管事業に係る国庫補助金を国に対して2,192万4,000円要望し、従来どおり同額を当初予算に計上したところでありますが、国において国庫補助金が減額となり、交付額が1,624万6,000円となったため、資本的収入の国庫補助金の減額補正と補てん財源を改めるものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条資本的収入の補正でございます。

第1款資本的収入を567万8,000円減額し、11億4,906万3,000円とするもので、内容は、第1項国庫補助金を同額の567万8,000円減額し、1,624万6,000円とするものでございます。

また、これとともに当初予算第4条本文括弧書き中、不足する額26億1,394万9,000円を不足する額26億1,962万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金9億5,742万4,000円を当年度分損益勘定留保資金9億6,310万2,000円にそれぞれ改めるものでございます。

平成27年12月25日提出。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

10番、さとうゆみ議員。

○10番（さとうゆみ議員） それでは、国庫補助金の減額補正について3点質問をいたします。

1点目、予定していた工事の取りやめなどもないということですが、当初予算の4分の1もの国庫補助金が減額補正されている要因は何でしょうか。

2点目、当初予算の国庫補助金の額はどのような根拠で決まったのでしょうか。

3点目、過去に愛知中部水道企業団会計予算で国庫補助金を年度途中で減額補正したことはあったのでしょうか。

以上です。

○議長（余語充伸議員） さとう議員の質疑に対する答弁者、野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 次長の野々山です。

初めに、1点目の国庫補助金の減額理由についてでございますが、水道事業を所管する愛知県健康福祉部生活衛生課に確認したところ、愛知県下の補助要望があった全水道事業体の国庫補助金について、一律に減額決定となっているとのことでございます。理由につきましては、明確な回答はございませんでした。

次に、2点目の当初予算における国庫補助金の根拠でございますが、この事業は配水池から基幹病院や避難所へ至る管路の耐震化事業に、国が経費の一部について補助するものでございます。

補助要望額の算定に当たりましては、本年度実施を予定しておりました補助対象事業費の補助率3分の1を当初予算に計上したものでございます。

最後に、3点目の過去にも国庫補助金の減額があったかについてでございますが、平成23年度に、今回と同じ緊急時給水拠点確保事業におきまして一律に減額をされ、減額補正を行っております。なお、このときの当企業団の減額率は4%でございました。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） さとう議員。

○10番（さとうゆみ議員） まず、1点目の再質問ですが、県内で一律に減額ということで、明確な理由はわからなかったということでありまして、平成27年度水道水源開発等施設整備費国庫補助金の要綱には、補助率は対象事業費の3分の1と書いてありまして、本来国が3分の1を出してくれることはお約束だと考えられますが、今回25%ほどの減額をされた

ことについて、企業長、副企業長はじめ職員の方は、国に理由を尋ねて納得をされたのか、お尋ねをいたします。

3点目の再質問ですが、平成23年度は4%カットということがありまして、東日本大震災の影響があるかと考えられますが、この補助金は何年から出されていたのか、お尋ねをいたします。

○議長（余語充伸議員） さとう議員の再質疑に対する答弁者、野々山次長。

○次長兼総務部長（野々山 寛君） 1点目でございますけれども、こちらの補助金でございますけれども、要望額に対して国の決定をいただくということでございますので、こちらにつきましては、先ほど申しましたように、明確な理由の説明が現時点でございませんでしたので、事業につきましては、内部留保資金等を利用して実施をしていくものと考えております。

2点目のいつからということでございますけれども、国庫補助金は平成11年から平成20年まで、石綿セメント管の更新事業の補助金として交付を受けておりました。

現在交付を受けております基幹管路の耐震化事業につきましては、平成22年度に採択を受けて現在に至っております。

以上でございます。

○議長（余語充伸議員） これにて、10番、さとうゆみ議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

10番、さとう議員。

○10番（さとうゆみ議員） 私は、事業の取りやめなどをしない限り、国が要綱などに示した補助率どおりの国庫補助金を出すことはお約束だと思っていましたが、そうではないことがわかりました。

私の住んでいる市におきましても、近年、障害者自立支援費の日中一時支援の補助金や幼稚園就園奨励費補助金、社会資本整備建設補助金などの国庫補助金が予定どおり入らず、自己財源を投入していることを知りました。

この補正予算案は、国庫補助金の減額分に企業団の自己財源を充てて、予定どおり事業を進めるといいますので、賛成はしたいと思いますが、先ほどの企業長の挨拶の中で、今

後収益の大きな増加は見込めないとの話もあり、国庫補助金がこのように減額をされると、予算を立てるときの見通しがつかなくなることもつながります。

今回の重要給水施設へ配水している管路の耐震化というのは、国民の生活にとって非常に優先順位の高いことでありますので、企業長はじめ副企業長は、減額の要因をよく確認していただき、国に対して、このような優先順位の高いことで国庫補助金をカットすることがないよう強く要望をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（余語充伸議員） ほかに賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（余語充伸議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（余語充伸議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（余語充伸議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

川瀬企業長。

○企業長（川瀬雅喜君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきましては、慎重なるご審議をいただき、原案どおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本企业団の使命は、安全で安心な水を安定的に供給することであり、この使命を果たすた

めの施策を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、質疑の間にいただきましたご意見については、今後、前向きに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

さて、今年も残すところわずかとなり、何かと慌ただしいこのごろであります。また、寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員の皆様におかれましては、十分ご自愛をいただき、ますますご活躍されんことをご期待申し上げます。

平成28年が皆様にとりましてすばらしい年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（余語充伸議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（余語充伸議員） それでは、本年最後の定例会を閉会するに当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位のご協力によりまして、無事終了いたしましたことを厚くお礼申し上げます。

迎えます平成28年が、愛知中部水道企業団にとりましてよりよき年でありますとともに、ご臨席の皆様方のご多幸をご祈念申し上げまして、平成27年第3回愛知中部水道企業団議定例会を閉会いたします。

（午前 10時03分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 12月 25日

議 長 余 語 充 伸

署 名 議 員 山 根 み ち よ

署 名 議 員 星 野 靖 江